

## 弁護士任官支援事務所募集要領

### (目的)

第1条 この要領は、弁護士任官を希望する会員及び司法修習生（以下「弁護士任官希望者」という。）並びに退官した弁護士任官者を支援する事務所（以下「支援事務所」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (支援事務所の要件)

第2条 弁護士任官希望者を支援する支援事務所は、弁護士任官希望者を支援する目的に賛同し、かつ、次に掲げるいずれかの支援を行うことが可能な事務所とする。

- (1) 弁護士任官希望者のうち採用内定者又は採用申込みをした者を執務させる方法又は所属の弁護士が事件を共同受任する等採用内定者等が任官する際の事件の引継ぎを容易にする方法による支援
- (2) 前号に規定する者以外の弁護士任官希望者を3年以上5年を目処として執務させる方法又は1年から2年程度執務させ、一旦公設事務所弁護士、偏在対応弁護士、日本司法支援センターのスタッフ弁護士等として赴任させた後再度執務させる方法による支援

2 退官した弁護士任官者を支援する支援事務所は、次に掲げる要件を満たす事務所とする。

- (1) 退官した弁護士任官者を支援する目的に賛同すること。
- (2) 退官した弁護士任官者の受入れに関し、その期間（一時的なものを含む。）その他の個別の条件を検討することが可能であること。

### (支援事務所の欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）の事務所は、支援事務所とすることができない。

- (1) 当該弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (2) 当該弁護士と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (3) 当該弁護士が弁護士法人の事務所と事務所を共にする場合にあたっては、その弁護士法人、その弁護士法人のいずれかの事務所又は社員等（弁護士法人の社員又は使用人である弁護士又は外国法事務弁護士をいう。以下同じ。）が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (4) 前号に規定する場合において、その弁護士法人の他の事務所と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (5) 当該弁護士法人、そのいずれかの事務所又はその社員等が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。

- (6) 当該弁護士法人と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (7) 当該弁護士が弁護士法人の社員等である場合にあっては、その弁護士法人、その弁護士法人のいずれかの事務所又は他の社員等が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (8) 前号に規定する場合において、その弁護士法人のいずれかの事務所と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (9) 弁護士等の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (10) 前各号に掲げられるもののほか、会長が不相当と認めるとき。

(支援事務所の登録手続)

第4条 本会は、支援事務所を募集する。

- 2 支援事務所の募集に応募しようとする弁護士及び弁護士法人は、本会に弁護士任官支援事務応募申込書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 本会は、弁護士任官支援事務所応募申込書を受け取ったときは、前2条に規定する要件及び事由について審査する。この場合において、本会は、応募した弁護士等の所属会に対し、審査に必要な事項を照会することができる。
- 4 本会は、応募した弁護士等が前条各号に掲げる事由のいずれにも該当せず、その事務所が第2条に規定する要件を満たすときは、当該弁護士等及びその事務所を支援事務所名簿に登録し、その写しを当該弁護士等の所属弁護士会に送付する。
- 5 本会及び前項の所属弁護士会は、支援事務所登録名簿を会員の閲覧に供する。
- 6 本会は、次に掲げる事項が生じたときは、当該弁護士等及びその事務所を支援事務所登録名簿から抹消し、その旨を当該弁護士等の所属弁護士会に通知しなければならない。
  - (1) 弁護士任官支援事務所登録取下書（別紙様式第2号）が提出されたとき。
  - (2) 支援事務所登録名簿に登録された弁護士等（以下「支援弁護士等」という。）が前条各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (3) 支援弁護士等の事務所が第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
  - (4) 本会が支援事務所として不相当と判断したとき。

(弁護士任官希望者等の受入れ)

- 第5条 弁護士任官希望者及び退官した弁護士任官者は、支援弁護士等の事務所での執務を希望するときは、当該弁護士等と協議の上、執務の可否、執務する場合の条件等を決める。
- 2 本会は、弁護士任官希望者及び退官した弁護士任官者を受入れることとなった支援弁護士等に対し、受入れの状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

第2条から第5条まで並びに別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定は、平成27年8月7日から施行する。

日本弁護士連合会 御中

法律事務所の名称  
(弁護士法人の場合は弁護士法人の名称)

申込者の氏名  
(弁護士法人の場合は代表社員の氏名)  
※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。

登録番号  
(弁護士法人の場合は届出番号)

### 弁護士任官支援事務所応募申込書

弁護士任官を希望する会員及び司法修習生又は退官した弁護士任官者の支援事務所の目的に賛同し、弁護士任官支援事務所募集要領を理解した上で、支援事務所に応募します。

(応募する支援事務所にチェックを入れてください。複数の支援事務所に応募する場合は複数チェックを入れてください。)

- 弁護士任官希望者の支援事務所  
＜受入れ可能な弁護士任官希望者＞（複数回答可）
- 弁護士会員       司法修習生       公設事務所弁護士  
 偏在対応弁護士       日本司法支援センターのスタッフ弁護士  
 採用内定者又は採用申込者
- 退官した弁護士任官者の支援事務所

1. 事務所の所在場所 \_\_\_\_\_  
    ・最寄り駅 \_\_\_\_\_ 線 \_\_\_\_\_ 駅
2. 電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )      F A X 番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )
3. 所属弁護士 人数 \_\_\_\_\_ 名 ( \_\_\_\_\_ 期～ \_\_\_\_\_ 期)
4. 職員数 \_\_\_\_\_ 名
5. 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ( \_\_\_\_\_ 坪)
6. 連絡先 担当者の氏名 \_\_\_\_\_  
    メールアドレス \_\_\_\_\_
7. ホームページアドレス \_\_\_\_\_

---

※御提供いただいた情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたします。また、この情報は、会員の閲覧に供します。

別記様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

日本弁護士連合会 御中

法律事務所の名称

（弁護士法人の場合は弁護士法人の名称）

支援弁護士等の氏名

（弁護士法人の場合は代表社員の氏名）

※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。

登録番号

（弁護士法人の場合は届出番号）

### 弁護士任官支援事務所登録取下書

当事務所は、下記の理由により弁護士任官支援事務所名簿への登録を取り下げたく、弁護士任官支援事務所募集要領第4条第6項第1号の規定により本書を提出します。

記

以 上